

南青葉台自治会規約

平成19年	10月	14日	制定
平成20年	4月	1日	施行
平成25年	4月	1日	改正施行
平成26年	4月	1日	改正施行
平成27年	4月	1日	改正施行
令和3年	4月	1日	改正施行
令和5年	4月	1日	改正施行

南青葉台自治会

南青葉台自治会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、以下に掲げる地域的な共同活動を行なうことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

1. 回覧板の回付等による区域内の会員が共有すべき情報の伝達
2. 区域内の安全（防犯）、防災、美化環境の整備
3. 集会施設の維持管理
4. 会員相互の親睦と共助を推進
5. 会員福祉の向上

(名称)

第2条 本会は、南青葉台自治会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、河内長野市南青葉台全域とする。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、代表者（以下「会長」という）の自宅に置く。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

- (2) 本会は、前項の入会申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の号の一に該当する場合には退会したものとする。

1. 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
2. 本人により別に定める退会届が会長に提出された場合
3. 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けた場合

第3章 役員

(役員の種類別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

1. 会長 1人
2. 副会長 1人
3. 事務局長 1人
4. 会計 1人
5. 他役員 5人

広報委員長、会館委員長、防犯委員長、環境衛生委員長、デジタル委員長

6. 監事 2人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において会員の中から選任する。

- (2) 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。
- (3) 役員等に関する具体的な組織については、別に定める。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、防災本部長を兼務する。

- (2) 副会長は、「青少年健全育成会担当」並びに「地区福祉委員会、むつみ会及び防災委員会担当」として会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 会計、各委員長及び事務局長は、各々専門事項について、本会会務の円滑な執行に務める。
- (4) 監事は、次に掲げる業務を行なう。
 1. 本会の会計及び資産の状況を監査する。
 2. 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査する。
 3. 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見した時はこれを総会に報告する。
 4. 前号の報告をするため必要があると認めるときは総会の招集を請求する。
- (5) 役員職務の詳細は、別に定める。

(役員任期)

第12条 会長の任期は2年、副会長及び他役員任期は1年とする。

ただし、いずれも再任は妨げない。

- (2) 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期とする。
- (3) 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまではその職務を行なわなければならない。

(事務局)

第13条 事務局長は事務局を置き、局員を選任する。

事務局員の任期は定めない。

(デジタル委員会)

第14条 デジタル委員会の委員は、会長が選任する。
デジタル委員の任期は定めない。

第4章 総会

(総会の種別)

第15条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第16条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第17条 総会はこの規定に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

1. 規約の改正
2. 事業計画の決定
3. 事業報告の承認
4. 予算の決定及び決算の承認
5. 役員会に委任したものの以外のすべての事項

(総会の開催)

第18条 通常総会は、新会計年度の開始前及び毎年度決算終了後3ヶ月以内の年2回開催する。

(2) 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

1. 会長が必要と認めたとき。
2. 全会員の5分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったとき。
3. 第11条第4項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第19条 総会は、会長が招集する。

(2) 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときはその請求があった日から7日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(3) 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を明示して、開会の日前までに、文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第20条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第21条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第22条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の議決権)

第23条 会員は、総会において、次に掲げる事項については、各々1個の表決権を有する。

1. 自治会解散の決議
2. 規約の改正の決議
3. 財産の売却・譲渡・貸与又は担保に供する決議
4. 本規定、第1条(目的)を逸脱する内容の決議
5. 役員会並びに監事が必要と判断する決議

(2) 本会の運営に関する重要な事項の内、前項の各号を除く通常の事項について会員の表決権は、前項の規定にかかわらず、会員の所属する世帯の会員数分の1(世帯に議決権1個)とする。

(総会の書面表決権等)

第24条 止むを得ない理由の為、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

(2) 前項の場合における第21条及び第22条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1. 日時及び場所
2. 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)
3. 開催目的、審議事項及び議決事項
4. 議事の経過の概要及びその結果
5. 議事録署名人の選任に関する事項

(2) 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人の計2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第26条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第27条 役員会は、この規定で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

1. 総会に付議すべき事項
2. 総会の議決した事項の執行に関する事項
3. その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第28条 役員会は、会長が必要と認めるとき召集する。

(2) 会長は、役員^の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求のあった日から3日以内に役員会を招集しなければならない。

(3) 役員会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第29条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数)

第30条 役員会には、第21条、第22条、第24条及び第25条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

1. 別に定める財産目録記載の資産
2. 会費
3. 活動に伴う収入
4. 資産から生ずる果実
5. その他の収入

(資産の管理)

第32条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第33条 本会の資産で第31条に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において2分の1以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第34条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第35条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の決議を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(2) 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第36条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第37条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第38条 この規約は、総会において総会員の3分の2以上の議決を得、かつ、河内長野市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第39条 本会は、地方自治法第260条の20の規定（①破産手続開始の決定、②認可の取消し、③総会の決議、④構成員が欠けたこと）により解散する。
(2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第40条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の承諾を得てその帰属先を定める。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第41条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類、その他必要な帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(委任)

第42条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の決議を経て、役員会が別に定める。

付 則

1. この規約は、平成20年4月1日から施行する。
2. この規約は、平成25年4月1日から一部改正施行する
3. この規約は、平成26年4月1日から一部改正施行する
4. この規約は、平成27年4月1日から一部改正施行する
5. この規約は、令和3年4月1日から一部改正施行する
6. この規約は、令和5年4月1日から一部改正施行する

【運用細則】

(班)

第1条 南青葉台自治会区域に原則として住居表示を基に「班」を設ける。

(班の役割)

第2条 回覧の回付並びに各種連絡の伝達等、自治会活動の実行単位となる。

(班長の役割)

第3条 班内に第2条を主導するほか、班内の総務（会員の転入、転出、居住者異動等の把握と届出ほか）を行なう。

なお役員選出時に立候補者が無い時は、役員候補となる。

但し、年齢80歳以上の場合、役員候補を辞退することが出来る。

また役員会の専門委員会のいずれかに所属し、災害発生時には南青葉台防災委員会の指揮下で活動する。

(班長の選出)

第4条 班長は毎年11月に一定の方法により班内で選出し役員会へ通知する。

班長の任期は毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(会 費)

第5条 規約第6条に定める会費は、1世帯につき月額500円とし、毎年4月に銀行口座引落としにより年度分を前納する。但し、引落とし締め切り後の加入会員については加入月以降の年度分を前納する、又会費前納後の転出（引越し）理由の退会会員については請求があれば前納会費の内、退会の翌月以降分を返還する。

(弔事に関する規定)

第6条 会員の弔事に際しては、弔旗の設置並びに会長が葬儀に参列し、香典5,000円を供える。